

自主共済制度の保険業法適用見直しを求める意見書

第162通常国会で成立し、2006年4月に施行された改正保険業法によって、知的障害者やPTA、開業医などの各団体が、その目的の一つとして構成員のために自主的かつ健全に運営してきた自主共済制度が存続の危機に追い込まれている。

保険業法の改正の趣旨は、共済を名乗って不特定多数の消費者に保険商品を販売し、消費者被害をもたらしたいわゆるニセ共済を規制し、消費者を保護することが目的であった。しかし、自主共済制度も保険会社に準じた規制を受けることとなった結果、自主共済制度を廃止したり、解散する団体が次々に生まれ、制度からの脱退を余儀なくされる国民が続出するなど深刻な事態になっている。

そもそも仲間同士の助け合いを目的に、自主的かつ健全に運営してきた自主共済制度は、利益を追求する保険業とは全く異なる。その自主共済制度を保険会社と同列に置き、株式会社や相互会社を設立しなければ運営できないようにするなど、一律かつ強制的な規制と負担の押し付けは、多くの自主共済制度を廃止に追い込むことになる。これは、契約者保護、消費者保護を目的とした法改正の趣旨にも反することになる。

よって、政府におかれては、自主共済制度を保険業法の適用除外にするよう、速やかに見直し、改善を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月10日

兵庫県明石市議会